



⑥～⑨の手続きについて

	流れ	内容
⑥	県→県自協	確定対象者に関する情報提供(書面にて)
⑦	県自協→支援提供機関	・県からの情報を元に連絡調整。実績報告と請求方法について説明。 ・(1)実績報告及び事業費請求書 (2)実績報告及び事業費請求明細書 (3)支払口座振替依頼書の準備
	県自協→支援提供機関	郵送にて、(1)～(3)を送付
	支援提供機関→県自協	郵送にて、(1)～(3)を提出(支援終了日から原則14日以内) ※:ケースにより14日以内の提出が困難な場合は都度対応
⑧	県自協→県	(1)～(3)に基づき、(4)事業費請求書を提出(メール送付)
	県→県自協	(4)に基づき、事業費支払い
⑨	県自協→支援提供機関	事業費支払い